

保育料、延長保育料、一時預かり利用料および副食費収納事務の委託告示書

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日号外法律第65号)附則第6条第5項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第158条第1項および同施行令第158条の2第1項の規定に基づき、保育料、延長保育料、一時預かり利用料および副食費の収納事務を次のとおり委託したので、子ども・子育て支援法施行令(平成26年6月13日号外政令第213号)附則第8条第1項、地方自治法施行令第158条第2項および同施行令第158条の2第6項の規定により告示する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

委託事務	保育料、延長保育料、一時預かり利用料および副食費の収納事務
委託期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
受託者	株式会社第四北越銀行
	地銀ネットワークサービス株式会社
	株式会社しんきん情報サービス
	株式会社セイコーマート
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	株式会社ファミリーマート
	株式会社ポプラ
	ミニストップ株式会社
	山崎製パン株式会社
	株式会社ローソン
	PayPay株式会社
	LINE Pay株式会社